

未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成30年9月1日に施行され、未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないものをいう。）を地方税法（昭和25年法律第226号）上の寡婦等とみなした上で、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の利用者負担額等（保育料）に係る市町村民税の算定を行い、ひとり親家庭支援の充実を図ります。

■改正の概要

- 未婚のひとり親（※）であって、これを寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について、特定教育・保育施設等の利用者負担額等（保育料）が、その他の市町村民税を課されない者の負担額と同等となるよう所要の措置を講ずる。
- 未婚のひとり親（※）について、特定教育・保育施設等の利用者負担額等（保育料）に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなす。

※婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていないもの。

■改正の施行期日

- 平成30年9月1日

※利用者負担額等（保育料）の階層区分は、根拠とする「市町村民税所得割合算額」が前年度分から今年度分に切り替わる9月1日に合わせて切り替わるため。